

## 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）

### 地域クーポン取扱店募集要項

令和3年12月10日更新

#### 1. 趣旨

本キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の影響が続く市内観光業を支援するため、宿泊客の誘客及び観光消費の喚起に取り組むものです。市内の対象宿泊施設で利用できる宿泊券と、市内の対象店舗の食事・買い物・体験等に使える地域クーポンをセットにして割引価格で販売することで、市内宿泊を促し、観光消費の拡大を図ります。

#### 2. 地域クーポンの発行主体

宗像市

#### 3. キャンペーン概要（地域クーポン）

地域クーポンは、個人利用向けに宿泊券とのセットで販売し、コンビニで発券するものと、団体利用向けに宿泊施設で配布するものの2種類があります。

- ① 名称 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）
- ② 販売期間 令和3年12月20日（月）～令和4年3月31日（木）※売り切れ次第終了  
なお、団体利用向けの申請期間も同期間で、予算額に達し次第終了します。
- ③ 販売場所 セブンイレブン、ローソン及びミニストップ（全国）  
なお、団体利用向けの配布場所は、本キャンペーンの団体助成対象施設として登録された市内宿泊施設です。
- ④ 券種 紙クーポン
- ⑤ 種類・額面 1枚あたり額面1,000円の地域クーポン
- ⑥ 発行枚数 30,000枚  
※コンビニ発券が24,000枚、宿泊施設での配布が6,000枚です。
- ⑦ 利用期間 令和4年1月6日（木）～令和4年6月30日（木）  
※緊急事態措置やまん延防止等重点措置が県内に適用された場合、又は外出自粛等の要請が本市を対象として行われた場合は、本キャンペーンの利用の停止又は自粛要請を行います。
- ⑧ 対象施設 地域クーポン取扱店として登録された市内の飲食店や土産物店、宿泊施設、観光施設等
- ⑨ 利用条件
  - ・料金をレジ等で精算（現地払い）する際の利用に限ります。
  - ・地域クーポンと現金の交換やつり銭の支払はできません。
  - ・地域クーポンは、利用期間内であれば、宿泊券を利用した旅行の日以外でも利用できます。
  - ・利用対象外となる主な品目は、次のとおりです。詳細は、登録された取扱店にお知らせします。  
ギフト券・商品券（店舗独自に発行するものを含む）・切手・はがき・印紙・プリペイドカード等の換金性の高いもの、電子マネーへのチャージ、たばこ（電子たばこ含む）、宿泊料金（宿泊

料金に付随する消費税やサービス料を含む)、入湯税など

#### 4. 取扱店の募集

##### (1) 参加資格

- ① 宗像市内に店舗又は施設を構える中小企業者（個人事業者を含む）であること。ただし、宿泊業を主たる業種とする者は、中小企業者等の要件を緩和する。
- ② 店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗でないこと。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。
- ④ 業種別の感染拡大予防ガイドラインに従い、新型コロナウイルス感染症対策を講じていること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者
  - ・市税を滞納している者
  - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
  - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
  - ・役員等（法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
  - ・申請時に営業実態のない店舗及び事業者（緊急事態宣言による臨時休業は除く）
- ⑥ 事業者自ら（従業員含む）が地域クーポン（宿泊券とのセット）を購入して販売しないこと。
- ⑦ その他公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- ⑧ 以下（2）に示す取扱店の責務等を遵守できる施設であること。

##### (2) 取扱店の責務等

- ① 地域クーポンの管理及び精算業務を適切に行うこと。
- ② 地域クーポンの不正利用防止に最大限務めるとともに、不正利用を発見した場合には、速やかに事務局へ報告すること。
- ③ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに従って、感染拡大予防に努めること。
- ④ 来客者に安心してサービスを利用していただくために、福岡県が発行する「感染防止宣言ステッカー」又は「感染防止認証マーク」を取得し、掲示することを推奨する。  
※「感染防止宣言ステッカー」の申請は、次のURLから行うことができます。  
<https://act-against-covid-19.pref.fukuoka.lg.jp/form/>
- ⑤ 本キャンペーンの地域クーポン取扱店であることを周知するとともに、本キャンペーン情報の発信に協力すること。

## 5. 地域クーポンの精算

- (1) 利用された地域クーポンは、月末をもって集計し、毎月10日までに事務局（宗像観光協会）へ郵送又は持参してください。事務局で確認し、不備等がなければ、25日前後に登録時に指定した口座へ振り込みます。振込手数料は、宗像市が負担します。

(例) 1月31日までに利用のあった地域クーポンの場合

2月10日までに事務局へ郵送 ⇒ 2月25日に指定口座へ入金

- (2) 地域クーポンの精算手続きの最終期限は、令和4年7月11日（月）必着です。以後の精算は、できませんのでご注意ください。
- (3) 精算に必要な専用紙は、登録後に事務局よりお渡しします。

## 6. 取扱店の登録申し込みについて

### (1) 申込方法

本キャンペーンの地域クーポン取扱店の登録を希望する店舗は、この「募集要項」を確認いただき、同意の上、以下の書類を8. 問い合わせ・申込書類提出先の「宗像泊まってんキャンペーン事務局」まで、郵送、メール又はFAXのいずれかの方法で提出してください。

### (2) 提出書類

- ① 宗像泊まってんキャンペーン（第2弾）地域クーポン取扱店登録申込書（様式第2号）（両面あり）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 代表者の本人確認ができるものの写し（運転免許証など）

※「宗像を元気にシタイ！プロジェクト」に参加した事業者で当時の代表者から変更がない場合、又は本キャンペーンの宿泊券取扱施設に登録を申し込んだ場合は、③の提出は必要ありません。なお、審査にあたり、必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

### (3) 申込期間

**【期間延長】** 令和3年12月10日（金）から令和4年1月31日（月）まで

## 7. その他

- ・申込書記載内容に基づき、店舗情報（店舗名、住所、電話番号及びホームページへのリンク）を本キャンペーンサイト内に掲載します。
- ・次に該当する場合は、申込内容及び営業実態等を市及び事務局が審査し、登録を取り消します。
  - (ア) 申込内容に虚偽・不備があった場合
  - (イ) 参加資格や営業実態が確認できない等の理由で、市が登録取消を判断した場合
- ・募集要項に違反する行為が認められた場合で、入金済の助成金の返金や賠償金の発生等が生じた際は、請求する場合があります。
- ・募集要項に定めのない事項に関しては、宗像市がその都度対応を決定します。
- ・本事業において知り得た個人情報については、本事業以外に使用することはありません。事務局業務

委託先においても同様です。

8. 問い合わせ・申込書類提出先

宗像泊まってんキャンペーン事務局（一般社団法人宗像観光協会内）

電話番号：0940-62-3922      FAX番号：0940-62-3921

メールアドレス：info@genkai.com

住所：〒811-3502 宗像市江口1172 宗像観光おみやげ館2階 宗像観光協会内

営業時間：9時～17時（申込期間における休業日は、12月30日から1月4日まで）